

創業者広報活動支援補助金



長崎市内で創業する(した)方が、ホームページの新設や広報誌等を作成する際の費用を一部補助します。

創業当初は、人件費や賃料、設備費などに費用がかかってしまい、つい広報宣伝を後回しにしていますか？
顧客なければ利益なし！スピーディな情報発信で、ライバルに差をつけましょう！

お問い合わせは ☎095-829-1313 長崎市産業雇用政策課 立地創業係
募集要件

対象者	次の要件を全て満たす方 1. 創業サポート長崎の支援を受けた方 2. 長崎市内で創業予定、又は創業して5年未満の法人または個人(個人は長崎市民に限る) 3. 事業所のホームページを未作成であること(ホームページ新設費用を申請するものについて) 4. 申請年度の末日までに創業していること
補助経費	事業所のホームページやチラシ・パンフレット等の広報活動にかかる経費(作成業務委託料等) 補助限度額:20万円 補助率:3分の2
申請期間	平成31年1月31日まで(予算がなくなり次第終了します。)
申請書類	1. 補助金等交付申請書 2. 補助事業(収支)計画書 3. 完納証明書(非課税の場合は申立書) 4. ホームページやチラシ作成、広告掲載等の委託契約の見積書の写し 5. 創業サポート長崎の支援を受けた証明書 6. 役員等名簿(個人の場合は本人分を記載)
実績報告	1. 補助事業等実績報告書 2. 補助事業実施明細書 3. 登記簿謄本(個人の場合は住民票及び開業届出書の写し) 4. 新設したホームページを印刷した書類やチラシ等 5. 支払を確認できる領収書等の写し

申請の3ステップ

まず創業サポート長崎にご相談ください。(総合窓口 長崎市産業雇用政策課 ☎095-829-1313)

創業サポート長崎の支援機関が、創業に向けた事業計画書の作成などをお手伝いします。(無料)

※詳しくは、「創業サポート長崎」のチラシをご覧ください。

一定の支援を受けた方には、「特定創業支援事業を受けた証明書」を発行します。

「特定創業支援事業」とは？

→創業に必要な「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の4つの知識が身に付けられる支援事業で、おおむね1か月以上の継続した支援のことをいいます。

例:事業計画書の作成、個別相談、セミナー受講などが該当します。

「特定創業支援事業」を受けた方は、他にもこんなメリットがあります

- ①株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税が軽減(軽減率2分の1)
- ②創業関連保証が創業6か月前から利用可能
- ③新創業融資制度(日本政策金融公庫)における自己資金要件が緩和
- ④日本政策金融公庫における新規開業資金等の拡充

開業前後、創業者広報活動支援補助金の申請

必ず、ホームページや印刷物等の作成着手前に、申請してください。

チラシ作成、広告等は一過性(単発)のものでないこと。

- ・創業サポート長崎の支援事業者から「特定創業支援事業」を受け、事業計画書を作成済であること
- ・ホームページ作成や印刷等の発注は、市の入札参加資格者名簿に登録のある市内業者を指定すること(詳しくはお尋ねください)

本補助金を申請する場合、国の創業促進補助金申請時広報活動宣伝費用を除く(重複補助の禁止)

実績報告書を確認し、補助金をお支払いします

※ホームページや印刷物等に創業サポート長崎のバナーの印刷やリンク貼付をお願いします。

※ホームページ新設や広告などの事業効果、経営状況などについて、後日、事業経過報告をお願いします。

長崎市内で創業したい方を
★応援します★

創業サポート長崎

検索

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyosho/360000073040007/p02367.html>